

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種類	内 容 に よ る 分 類	役 務 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	航空保安無線施設等に係る雷害 対策調査	美基 L P S - R 0 0 0 1 6	
		承 認	令和 8 年 7 月 2 8 日
		作 成	令和 8 年 7 月 1 4 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名 美保管制隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊が実施する航空保安無線施設等（以下、“無線施設”という。）の雷害対策を講じる上で必要となる、無線施設に係る雷害対策調査（以下、“本調査”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、**C & L P S - Y 0 0 0 0 7** の 1.2, 及び **J I S Z 9 2 9 0** 雷保護の 3 による。

1.3 引用文書等

引用文書等は、次による。

a) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、3)を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1) 規格

J I S A 4 2 0 1 建築物等の雷保護

J I S Z 9 2 9 0 雷保護

2) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

3) 法令等

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和 57 年航空自衛隊達第 5 号）

防衛施設設備設計要領（防整技第 6388 号 令和 4 年 3 月 31 日 別冊）

b) 関連文書

J I S C 5381 低圧サージ防護デバイス

建築設備計画基準（令和 6 年 3 月 8 日 国営設第 157 号）

建築設備設計基準（令和 6 年 3 月 8 日 国営設第 159 号）

自衛隊施設の強靱性確保に関する基本的事項について（通達）「注意」（防整技（事）第 343 号 令和 5 年 9 月 21 日）

自衛隊施設の強靱性の確保に関する基準について（通知）「注意」（防整技第 19714 号 令和 5 年 9 月 21 日）

自衛隊施設の強靱性の確保に関する手引きについて（通知）「注意」（防整技第 20562 号 令和 5 年 10 月 4 日）

I T 利用装備品等及び I T 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号 令和 3 年 1 月 21 日）

2 調査に関する要求

2.1 調査の前提

本調査は、無線施設に雷害対策を講じるため、無線施設の雷保護（LP）の現況を調査し、調査報告書を作成する。調査の前提は、次による。

- a) 調査の対象となる無線施設は、調達要領指定書による。
- b) 各無線施設の LP は防衛施設設備設計要領に定める対象レベル L1 を基準とし、適合の有無について調査する。
- c) 避雷設備の設置基準については建築基準法及び消防法のほか、防衛施設設備設計要領の定めによる。
- d) 外部雷保護システムの保護レベルは、J I S Z 9290 における雷保護レベル I に準拠するものとする。
- e) 上記のほか、技術的及び経済的に最適な雷保護を優先する。

2.2 調査実施計画書の作成等

- a) 契約の相手方は、契約締結後速やかに、次の事項を記載した調査実施計画書を作成するものとする。
- 1) 実施予定表
 - 2) 実施体制
 - 3) 調査実施要領
 - 4) その他
- b) 契約の相手方は、調査実施計画書（案）を作成後、速やかに説明会を実施し、監督官の確認を受けるものとする。説明会は監督官が指定するオンライン会議によるものとし、説明会終了後、所要の修正を実施した上で、調査実施計画書を提出するものとする。提出先は、調達要領指定書による。

2.3 調査

2.3.1 現地調査

契約の相手方は、調査実施計画書に基づき、現地調査を実施するものとする。なお、調査の実施に必要な器材は、契約の相手方が準備するものとする。現地調査の内容は、次による。

- a) 本調査の対象となる無線施設のLPの現況調査
- b) 本調査の対象となる無線施設の雷害対策に係る無線施設周辺の調査
- c) 調査報告書等に使用する写真の撮影

2.3.2 調査の内容

調査の内容は、次による。

2.3.2.1 雷害対策の整理

防衛設備設計要領に基づき各無線施設のLPを整理し、以下について取りまとめるものとする。

- a) 外部雷保護
- b) 内部雷保護
- c) 低圧サージ保護デバイス（SPD）
- d) 接地
- e) その他

2.3.2.2 雷害対策の検討

2.3.2.1 を踏まえ、本調査の対象となる無線施設のLPの現況に対する雷害対策を検討するものとする。細部は、次による。

- a) 2.3.1 で得られた成果を基に、各無線施設のLPの現況及び問題点を取りまとめること。

品 名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
-----	--------------------

- b) a) で得られた問題点の改善に必要な雷害対策について取りまとめること。
- c) 各無線施設の雷害対策の概要図の作図を行うこと。
- d) 雷害対策に必要な設備資材を選定し，数量を算出すること。また，選定根拠を明らかにすること。
- e) 無線施設の雷害対策を講じるために必要となる概算費用を算出すること。

2.3.2.3 問題点及び懸念事項等の抽出

2.3.2.2 で導出された雷害対策の実施に係る問題点及び懸念等となる事項を抽出して，取りまとめるものとする。

2.3.3 連絡調整会の実施

契約の相手方は，監督官との調整により月 1 回を基準に連絡調整会を実施し，調査の方向性について確認するものとする。連絡調整会は，監督官が指定するオンライン会議によるものとする。

2.3.4 調査結果の報告

契約の相手方は，監督官が指定するオンライン会議による中間報告会及び調査結果報告会を実施するものとする。中間報告会及び調査結果報告会の実施時期は，官側との協議によるものとし，別に示す。なお，中間報告会実施までに中間報告資料（案）を作成するものとし，中間報告会実施後，所要の修正を実施した上で，速やかに中間報告資料を提出するものとする。提出先は，調達要領指定書による。

2.4 品質管理

品質管理は，次による。

- a) 提出書類及び納入品は，障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものでなければならない。
- b) 本役務の実施にあたり，契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，貸付文書について a) の品質管理と同等の管理を行うものとし，障害等リスクが潜在すると知り，又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

品 名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査
-----	--------------------

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、監督官の確認を受けた上で表 1 に示す提出書類を提出するものとする。

表 1－提出書類

名 称	数量、単位及び媒体	秘等区分	提出先	提出時期
調査実施計画書	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	契約締結後速やかに
中間報告資料	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	中間報告会実施後速やかに

4.2 納入品

契約の相手方は、表 2 を納入するものとする。

表 2－納入品

名 称	数量、単位及び媒体	秘等区分	納 入 先	納 期
調査報告書	調達要領指定書による。	—	調達要領指定書による。	調達要領指定書による。

4.2.1 提出書類等の書式

調査実施計画書及び調査報告書等は、日本産業規格 A 列 4 番を縦に使用し、ワード・プロセッサにより浄書したものとする。ただし、これにより難しい場合(図表、画像及び写真)は、他の様式を併用することができる。

4.2.2 提出書類等作成の留意事項

本調査に使用した文献及び参考資料は、調査報告書に記載するものとする。

4.3 貸付文書

契約の相手方は、C & L P S－Y 0 0 0 0 7 の 4.2.2 b) に基づき、本調査において官側が必要と認めた文書及び資料(以下、“文書等”という。)について、無償で貸付けを受け又は閲覧することができる。また、文書等は貸付け又は閲覧時における最新版とし、文書等が更新された場合は、最新版の文書等の貸付けを受け又は閲覧をすることができる。なお、文書等の貸付場所及び返納場所については、官側の指定する場所とする。また、貸付時期は、官側との調整によるものとし、貸付期間は契約納期までとする。なお、貸付文書は、本調

査の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

4.4 官側における支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側の支援を必要とする場合は、次の事項について、無償で官側の支援を受けることができる。この場合、速やかに契約担当官等に申請する。

- a) 官側の施設、設備等の使用
- b) 部隊等における意見聴取
- c) その他、官側が必要と認めた事項

4.5 著作権その他の権利

著作権その他の権利は、次による。

- a) 契約の相手方は、調査報告書を作成する場合は、第三者が有する著作権その他の権利（産業財産権及び営業秘密）（以下、“知的財産権”という。）を侵害することのないよう、必要な処置を講じるものとする。
- b) この契約において作成した調査報告書が第三者の知的財産権を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約において作成され、納入物となる調査報告書の著作物において著作権等〔著作権法に規定された著作権（財産権）及び著作者人格権をいう。〕が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は、納入された著作物を利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - 1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等には適用しない。これらの著作権等（以下、“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保される。
 - 2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した調査報告書の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、契約の時点で適用外著作権が確定している部分を除き、官側に譲渡する。
 - 3) 契約の相手方は、適用外著作権等を除く調査報告書に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
 - 4) 契約の相手方は、調査報告書の納入時に付紙1及び付紙2をそれぞれ作

成し、監督官に1部提出する。

- 5) 契約の相手方は、調査報告書に関する適用外著作権等を主張する場合は、**付紙3**を作成し監督官に1部に提出する。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受ける。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を監督官に1部に提出する。

- d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けるものとする。
- e) 契約の相手方は、本調査により得られた成果を、官側の許可なく、公表又は第三者へ譲渡してはならない。

4.6 情報保全

情報保全は、次による。

- a) 契約の相手方が、第三者に従事させる場合は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に定める特約条項によるものとし、所要の届出を実施するものとする。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を漏えい又は他に転用してはならない。

4.7 立入制限場所への立入

契約の相手方が、**2.3.1**の現地調査の実施に当たり、部隊等の長が定めた立入禁止区域へ立ち入る必要がある場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

4.8 仕様書の疑義

この仕様書に対して疑義を生じた場合は、その内容について監督官の所掌事務に関する事項については監督官と、検査官の所掌事務に関する事項については検査官と、その他の契約に関する事項の疑義については契約担当官とそれぞれ協議するものとする。

調査報告書に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数 量 ・ 単 価			
単 価		認証番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を令和年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の上、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものとします。

付紙1－調査報告書に関する著作権譲渡証明書

調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

調 達 要 求 番 号			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数 量 ・ 単 価			
単 価		認証番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した調査報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

付紙2－調査報告書に関する著作者人格権不行使証書

調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調査報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書きにより，乙に留保される著作権の内訳は，次のとおりです。

該 当 範 囲	
該 当 箇 所	
理 由	

付紙３－調査報告書に関する適用外著作権等内訳書

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	美保管制隊
	作 成 年 月	令和8年7月14日
品 名	航空保安無線施設等に係る雷害対策調査	
仕 様 書 番 号	美基LPS-R	

2.1 調査の前提

a) 調査対象無線施設

名 称	構造及び延べ床面積	備 考
管制塔	RC 造 360.16 m ²	
統合局舎	RC 造 819.36 m ²	
ASR局舎	SRC 造 356.01 m ²	
PAR局舎	S 造 179.63 m ²	
送信所	RC 造 539.77 m ²	図面による調査のみ。 令和10年度設置
ASR電源局舎	RC 造 99.0 m ²	
電源局舎（統合局舎）	RC 覆土 82.25 m ²	
電源局舎（合同送信所）	RC 覆土 81.0 m ²	

無線施設の場所 航空自衛隊美保基地内（鳥取県境港市）

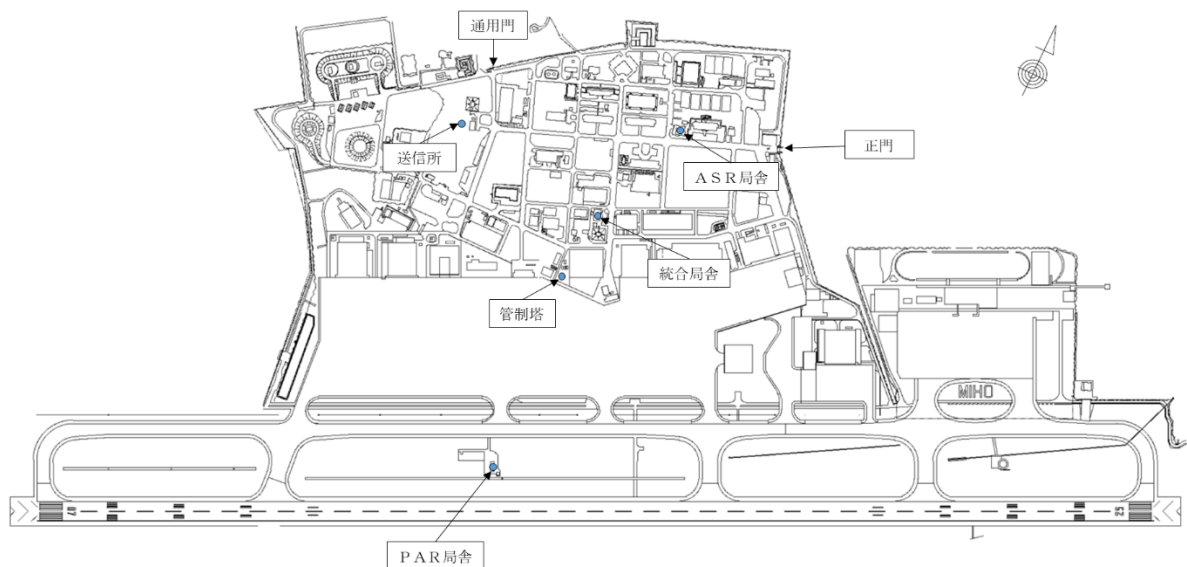


図 航空自衛隊美保基地案内図

2.2 調査実施計画書の作成等

b) 提出書類の提出先

名 称	数量	単位	媒体	提出先
調査実施計画書	1	部	紙	航空自衛隊 美保管制隊
中間報告資料	1	部	紙	航空自衛隊 美保管制隊

2.3.4 調査等の報告

名 称	数量	単位	媒体	納入先	納期
調査報告書	1	EA	DVD	航空自衛隊 美保管制隊	令和9年3月31日
	1	部	紙		